

新車等の自動車検査登録が済んでいない特殊車両についても
国道事務所への通行許可申請が可能です。

自動車検査証登録手続 (保安基準緩和申請を含む)

車検登録手続

車検証の交付

特殊車両通行許可申請手続

オンライン申請

車検証に代えて車両諸元を確認
できる資料を提出 (※)

車検前申請である
旨の電話連絡

窓口申請

車検前申請である
旨の窓口での説明

申請書類のチェック

受理

審査

許可証発行

車検証の提出 (メール又はFAX)

※ 車両諸元を確認できる資料

○ メーカーカタログ、実測結果
資料、保安基準緩和認定の写
しなどを提出してください。
(オンライン申請の場合は、
資料をPDFにて提出できます)

○ 後日、車検証の内容を確認
した結果、申請書の諸元と大
きく異なる場合は、審査のやり直
しとなり、再申請及び再度の手
数料納付が必要になりますの
でご注意願います。

詳細は最寄りの国道事務所へ
お問い合わせください。

※車検証交付前に審査の結果を確認したい場合には申請先の
国道事務所にお問合せください (問合せ前に審査が完了して
いることをシステムでご確認願います。)

オンラインシステムによる審査の進捗状況の確認方法

「許可証作成中」と表示されている場合は、審査が完了しています。